

議案第98号

公の施設における指定管理者の指定について

次のとおり米原市近江地域福祉センター やすらぎハウス 地域福祉支援センターの指定管理者を指定することについて議会の議決を求める。

1 公の施設の所在地および名称

所在地 米原市顔戸 21 番地 2

名 称 米原市近江地域福祉センター やすらぎハウス 地域福祉支援センター

2 指定しようとする団体の所在地および名称

所在地 米原市三吉 570 番地

名 称 社会福祉法人 米原市社会福祉協議会

会長 吉 田 正 子

3 指定の期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

平成 27 年 12 月 3 日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

平成 28 年 4 月 1 日から米原市近江地域福祉センター やすらぎハウス 地域福祉支援センターの指定管理者の指定をしたいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出するものである。